とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第三十項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十六項第一号イ」を「附則第十五条第二十五項第一号イ」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十七項第一号ロ」を「附則第十五条第二十六項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十七項第一号ハ」を「附則第十五条第二十六項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十七項第一号ニ」を「附則第十五条第二十六項第一号ニ」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二十六項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第二号ハ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第二十六項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十六項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第三十五項第一号」を「附則第十一条第三十三項第一号」に改め、「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加え、同表第二号中「附則第十一条第三十五項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十五項第三号」を「附則第十一条第三十三項第三号」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十二項から第七十四項までを削り、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に、「第八条第一項第七号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十三項第一号」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十九項中「法人番号又は所在地」を「勤務先所在地」に、「支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」を「支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」に改める。

附則第十二条の三第一項第一号トからルまでを削り、同項第二号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、同項第三号ハを次のように改める。

ハ　スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・痩身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

附則第十二条の三第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからヘまでをロからホまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　テーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

附則第十二条の三第一項第一号イを削り、ロをイとし、ハからヘまでをロからホまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　テーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

附則第十二条の三第一項第一号トからルまでを削り、同項第二号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、同項第三号ハを次のように改める。

ハ　スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・痩身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

附則第十二条の三第一項第一号中